Monthly Topics
平成27年1月号
DEGUCHI -Office
社会保険労務士法人出口事務所
中小企業マネジメントセンター
http://www.deguchi-office.com/

新年のご挨拶と
社会保険労務士法人化に伴う事務所名変更のお知らせ

拝啓　新春の候　ますますご清栄のこととお慶び申し上げます
平素より格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます
さて　弊事務所は　平成27年1月より社会保険労務士法人化するとともに名称を
「出口労務管理東京事務所」から「社会保険労務士法人　出口事務所」に変更いたします
これを機に一層の飛躍と事業の拡大をはかるよう職員一同努力いたす所存でございます
平成27年も引き続き　倍旧のご愛顧を賜りますようお願いいたします
略儀ながら　事務所名変更のお知らせを兼ねて　新年のご挨拶を申し上げます

敬　具
平成27年1月
社会保険労務士法人　出口事務所
代表社員　特定社会保険労務士　出口裕美

■新事務所

社会保険労務士法人　出口事務所

〒171-0033
東京都豊島区高田3-10-22　　キャッスル安斎 3階
TEL　03-6826-5770　/　FAX　03-3202-5906
URL　http://www.deguchi-office.com
所在地の番地を若干変更しましたが、場所、電話番号、FAX 番号、URL、E-mail 等に変更はございません

社会保険労務士法人化に伴うご請求に関するお知らせ

このたびの社会保険労務士法人化に伴い　平成２７年１月より源泉徴収が必要な報酬・料金等の対象外となりました

これにより　１月以降の弊所サービスのご請求分については 10.21%の源泉徴収をしない金額にてご請求させていただきますので何とぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます
ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせ下さい

参考資料：国税庁タックスアンサー「No.2792　**源泉徴収が必要な報酬・料金等とは**」
https://www.nta.go.jp/taxanswer/gensen/2792.htm

◆ 人 事 労 務 ◆

■ 飲酒運転と懲戒解雇

飲酒運転に対する社会的批判の高まりを受け、処分を厳しくする企業が増えています。日本は「酒の上の失態」にも甘い、といわれてきました。しかし、近年危険運転致死傷罪が創設・強化されるなど飲酒運転に対する国民のモラルも変わり、企業でも厳しい態度で臨むようになってきたのです。

社員の飲酒運転で懲戒解雇を行えるかどうかは、まず就業時間中の飲酒運転か、プライベートな時間帯での飲酒運転かで大きく判断が分かれます。就業時間中であれば飲酒運転による事故でもあった場合、企業は使用者責任を問われ、損害を賠償する必要が生じ多大な損害を被ります。また、社員には、職務専念義務違反を問うことが可能であり、懲戒解雇の現実味が増します。

一方で、通勤中も含め就業時間外に飲酒運転が発覚した場合は、その事実をもってのみ懲戒解雇にするにはいささか無理があります。就業規則中の懲戒解雇規定は、限定列挙です。従がって「故意または重大な過失により会社に重大な損害を与えた場合」の条文だけを理由には、プライベートな時間帯で、しかも会社に損害を与えていないので懲戒解雇とすることができません。社会の要請を受けてプライベートな飲酒運転でも懲戒規定を適用するためには「飲酒運転をした場合」「犯罪にあたる行為があった場合」等の条文を追加しておく必要があります。更に社員には「飲酒運転は絶対にしてはいけない」という意識を浸透させる効果があります。

それでも、飲酒運転絡みの事故が起こってしまった場合、懲戒解雇処分を行う為には、社内調査を行い社員に弁明の機会を与えた上で、以下の項目について検討を行い、公平な処分をしなければなりません。

【検討事項】

① 被害者の損害程度
② 会社が使用者責任を果たすために受けた損害の程度
③ 社員の会社に対する貢献度合
④ 事故に対する過失度合
⑤ 過去に懲戒規定を適用した事案との処罰の公平性
⑥ 会社が事故の未然防止のために環境を整備しており、飲酒運転防止の教育を日頃から行っていたかどうか

■「マイナンバー制度」で企業が押えるべきポイント

＜概要＞

2016 年 1 月から「社会保障・税番号制度（通称：マイナンバー制度）」が始まります。国民 1 人ひとりにマイナンバー（個人番号）が付番され、税や社会保障、災害対策といった行政手続きにおいて、この番号が利用されるようになります。雇用管理における業務手順や給与計算等など、実務面に少なからず影響が生じるため、早めに準備をしていく必要があります。

マイナンバーには国民全員に付番される「個人番号」のほか、法人に付番される「法人番号」があります。個人番号は住民票を有する全員に、1 人 1 つの 12 桁の番号が与えられ、2015 年 10 月から、通知カードという形で住民票に登録されている住所に郵送で通知されることになっています。この番号は、漏えいし、不正に利用される恐れがある場合を除いて原則として生涯変わることはありません。法人番号は個人番号とは別に、各法人に 1 つ付番され、個人番号同様、通知カードが登記上の住所に郵送されます。

＜制度開始までに行うべきこと＞

マイナンバー制度が関連する会社の業務として、次のような事柄が考えられます。

① 従業員の個人番号の取得・本人確認
② 取得した個人番号の安全管理
③ 税、社会保険の手続きにおける個人番号の利用
④ 不要になった個人番号の破棄

上記業務を円滑に行うためには、まず従業員に対するマイナンバー制度の周知が必要となります。会社が個人番号の提供を求めることが出来るのは、マイナンバー法で限定的に規定されている税、社会保障、災害対策に関する事務に利用する場合のみです。これら以外の目的で利用することは、本人の同意があったとしても違法となります。個人番号の取得を求める際には本人に利用目的を明示するとともに、提示された番号が正しいかどうか企業が責任をもって確認するという義務が課されています。雇用している従業員については、2016 年 1 月の制度開始をめどに個人番号の取得をしておく必要があります。取得の際に必要な「利用目的の通知」「本人確認」について十分な説明ができるように準備しておきましょう。

また、マイナンバー法では、個人番号を取り扱うすべての企業に対して、個人番号の漏えい、滅失、毀損を防止するための安全管理措置を講ずることを規定しています。会社は、基本方針を策定したうえで「取扱規程」を作成し、責任者や個人番号の管理方法を定めます。運用面では、その業務に従事する担当者のみが個人番号を参照・利用することができるような仕組みをつくることが最も重要です。その他、給与計算ソフト、経理システム等のバージョンアップも視野に入れておく必要があります。

このようにマイナンバー制度の導入により企業には大きな業務負荷が発生することが予想されます。早めの対策をして 2016 年 1 月の制度開始に備えましょう。

■メンタルヘルス対策・過重労働対策・自殺予防対策に関連する主な専門家

近年、経済・産業構造が変化する中で、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じている従業員の割合が高くなっています。また、業務による心理的負荷を原因として精神障害を発症し、あるいは自殺したとして労災認定が行われる事案が近年増加しているため、メンタルヘルスは社会的にも関心を集めています。

そこで今回は、心の病や自殺、過労死に関連する専門家をいくつかご紹介いたします。

【　メンタルヘルス対策の主な専門家　】

■　産業医

産業医とは、50 人以上の働く方がいる事業場に選任義務があり、働く方が健康で快適な作業環境のもとで仕事が行えるよう、産業保健・労働衛生の専門的立場から指導・助言を行う医師を言います。健康障害の予防等、心身の健康を保持増進することを目指した産業保健活動を、産業保健スタッフのリーダー的立場として行います。

■　精神保健指定医

精神保健指定医とは、一定の精神科実務経験を有し、法律等に関する研修を修了した医師のうちから、患者本人の意思によらない入院や行動制限の判定を行う者として、厚生労働大臣が指定した医師をいいます。

■　保健師

保健師とは、厚生労働大臣の免許を受けた国家資格（免許）です。保健所や市区町村において、また学校等において、各種健康診断、予防注射、妊婦の相談、育児の指導等、地域住民の健康管理や保健指導を行っています。また、企業では産業保健スタッフとして、従業員とその家族の健康管理、病院等では、看護活動を看護師と連携し活動します。

■　産業カウンセラー

産業カウンセラーとは、（社）日本産業カウンセラー協会の産業カウンセラー養成講座を履修し、産業カウンセラー試験に合格した者です。働く方全員を対象とし、メンタルヘルスに関する様々な教育・研修や、職場における人間関係やストレスに悩む方のカウンセリングとケアを行います。

※出典：厚生労働省 HP「こころの耳」参照

職場のメンタルヘルスにまつわる問題は、会社によって千差万別です。自社のみで解決できない問題が生じた際には早めにメンタルヘルスに関連する専門家に相談することをおすすめいたします。